

『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』の変更について

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の内容

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下、「基本構想」という。）とは、農業経営基盤強化促進法 第 6 条に基づき、県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下、「県基本方針」という。）に即し、「効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る」ための所得等の目標、経営の指標、農業経営体に対する農地集積率の目標、さらにその実現のための措置等を示すもの

2 変更の理由

以下 3 点の理由により、市基本構想の変更を行うもの

- (1) 県基本方針の変更（R7.3.31）に伴う内容の変更
- (2) 市地域計画の策定（R7.3.31）に伴う内容の変更
- (3) 表記、表現内容の自主的な見直し

3 主な変更点

(1) 第 1 「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」について（上記 2 の (1) (3)）

1 「農業構造の現状」～ 4 「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保等に関する目標」の 4 項目による記載に内容を整理。

(2) 第 2 「営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」について（上記 2 の (3)）

表題を短縮。また、1 「農業経営の指標」の生産方式について、表中の記載方法を変更。

(3) 第 2 の 2 「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」について（上記 2 の (3)）

表題を短縮。

(4) 第 3 「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」について（上記 2 の (3)）

表題を短縮。また、表を追加し、記載内容を整理。

(5) 第 4 「農用地の利用の集積等に関する事項」について（上記 2 の (1) (3)）

表題を短縮。また、2 の(2)「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア目標」の目標年を、県基本方針の変更に合わせて、令和 16 年度に変更。

(6) 第 5 「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」について（上記 2 の (2) (3)）

地域計画策定により経過措置終了となった「利用権設定等促進事業に関する事項」を削除。変更後の 2 「農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項」について、記載内容を現行の農業経営基盤強化促進法に合わせ変更。

(7) その他文言修正について（上記 2 の (1) (2) (3)）

地域計画を策定したことに伴う文言修正 等

4 今後の流れ

- R7.7.11 県へ協議依頼文送付
- R7.7.31 農業振興地域整備審議会諮問
- R7.9 上旬 県より同意文書送付予定
- R7.9 下旬 基本構想公告予定